

第七回

大津町農業委員会

令和六年一月十二日

第7回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月12日（金） 9：28から10：35

2. 場 所 大津町役場 2階 町民協働ルーム

3. 出席農業委員（8人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員（6人）

1 番 阪田 正彰	2 番 中尾 信幸	5 番 大田黒 淳次
11 番 和田 勇一郎	16 番 松永 富幸	17 番 本田 喜代治

4. 欠席農業委員（4人） 4 番 藤本 勝昭 5 番 宮崎 京子
6 番 宮崎 恵美 10 番 大村 礼美
欠席推進委員（1人） 8 番 荒木 幸一

5. 議事日程

日程第 1	開 会	
日程第 2	議事録署名委員の指名	3 番 西村 千香 委員 7 番 府内 公生 委員
日程第 3	会期の決定について	令和5年1月12日（金）1日に決定
日程第 4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第 7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
日程第 8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第 9	議案第6号	非農地証明願の決定について
日程第10	その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年1月12日 第7回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
只今から令和6年1月、第7回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、4名から欠席届が提出されていますが、農業委員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。
3番 西村 千香 委員と、7番 府内 公生 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。1月の第7回定例総会は、
本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。1月の第7回定例総会は
本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は1Pとなります。今回3件の申請がなされております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1～2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。申請理由は、売買による所有権の移転です。樹芸木の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、小林集落から北へ約500mの畑1筆、1,908㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は杉水在住の樹芸農家で、今回の申請地を賃貸借により耕作していましたが、今回、譲渡人と話しがまとまり農地を売買するものです。

譲受人は樹芸木の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 昨年11月に譲受人から相談がありました。今回の購入により営農を拡大することは、後継者もおり望ましいことだと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なしの場合)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3～4Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内にある農地1筆です。申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料作物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

申請の内容は、美咲野交差点から西へ約500mの畑1筆、3,104㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は菊池市在住の畜産農家で、肉用牛の繁殖・肥育経営を行っています。

畜産経営維持のため、隣接する市町村も含め農地を確保するため今回の申請となりました。

昨年4月にも3条申請で杉水地区に農地を取得されていますが、飼料作物の栽培がおこなわれていることを確認しています。今回の申請地も飼料作物の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局

荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5～6Pをお願いいたします。
申請地は大字岩坂地内にある農地2筆です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。小麦・大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
申請の内容は、西原村の鳥子工業団地から西へ約500mの畑2筆、合計5,264㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。
譲渡人と譲受人は益城町在住の兄弟です。
譲渡人は弟で、米・麦・大豆を約4ha栽培する専業農家です。今回の申請地は父の代に売買で取得し、平成12年に贈与がなされています。譲渡人は熊本地震で被災し、その後の区画整理事業等の関係で、現在は災害復旧の町営住宅に住まわれているため農作業の効率が低下しているとのこと。
譲受人である兄は、これまでも兼業で弟の農業経営に携わってきましたが、今回の申請地には兄の自宅が近ことから、畑作部門を兄に任せるため贈与を行うものです。
申請地には小麦・大豆等の栽培を行う予定で、農業機械は譲受人とJAの共同機械の貸借で確保する計画です。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2P～3Pをお願いいたします。今回10件の申請がなされております。

現地調査時は11件の申請となっていました。5条-1が申請後、過去の転
用許可が判明し取下げとなったため、議案については1つ繰り上がり5条-1か
ら5条-10までの10件となります。

5条の1 意見書案は4P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたし
ます。見取図の右上の記載は繰り上がりの関係で5条-2となっていますが
5条-1と読み替えてください。以下、見取図の記載も同様でお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある
準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、国道５７号北側復旧道路大津インターチェンジに隣接する農地です。

申請の内容は、申請者は、佐賀県内で不動産の売買及び賃貸借等を行っている法人で、大津町周辺で土木会社から宅地造成用工事資材の一時保管所が不足しているため、資材置場を確保して欲しいとの要望があり、国道５７号北側復旧道路の大津インターチェンジに隣接し、交通の便が良く、資材置場に適した土地であるため、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手数)

全員賛成と認めます。

５条の１、貸資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、５条の２について事務局の説明を求めます。

事務局 ５条の２ 意見書は５Ｐ、申請地見取図は１１Ｐ～１２Ｐをお願いいたし

ます。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内で、県道大津植木線の丹防橋東側約120mの農地です。
申請の内容は、申請人が、引水地内で資材置場を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、周囲は山林に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
（質問・異議なし）
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

5条の2、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

- 事務局 5条の3 意見書は6 P、申請地見取図は13 P～14 Pをお願いいたします。
- 申請地は大字高尾野地内の農地です。
- 1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。
- 農地の区分は、「例外規定」で自動車専用道路インターチェンジからおおむね300 m以内の区域内の農地となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
- 以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですので古庄農業委員からお願いします。
- 古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
- 申請地は大字高尾野地内で、国道57号北側復旧道路大津インターチェンジ入口東側約200 mの農地です。
- 申請の内容は、申請地は、交通の利便性が良く、周辺に住宅や企業等が立ち並び、貸駐車場としての立地条件を満たしており、貸駐車場の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、周囲は、宅地、山林に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
- ご審議のほどよろしくお願いします。
- 会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
- 高尾野地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。
- 委員意見 特にありません。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
- それでは審議に入ります。
- 現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- (質問・異議なし)
- 許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成と認めます。

5条の3、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書は7P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、「例外規定」で自動車専用道路インターチェンジからおおむね300m以内の区域内の農地となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、国道57号北側復旧道路大津インターチェンジ入口東側約200mの農地です。

申請の内容は、申請地は、交通の利便性が良く、周辺に住宅や企業等が立ち並び、貸駐車場としての立地条件を満たしており、貸駐車場の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書案は8P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号沿いで、杉水公園北東約200mの農地です。

申請の内容は、申請人は、町内で不動産業を営んでおり、事業拡大のため、新たに共同住宅の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地は無く、周囲は、宅地に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意

見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書は9P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸事務所、貸倉庫への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、本田技研熊本製作所正門から西へ約250mの農地です。

申請の内容は、申請人は、熊本市内で不動産業を営んでおり、事業用の貸事務所、貸倉庫の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地は交通の利便性が良く、隣接する農地は無く、周囲は、宅地に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 現地調査において、雨水については「敷地内処理」を確認しています。隣接には工場等が多いため、雨水等で被害や苦情がないように要請しました。その他は

特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の6、貸事務所、貸倉庫への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の7について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の7 意見書は10P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
1の転用目的は駐車場、資材置場への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内で、岩坂区公民館から南西へ約370mの農地です。
申請の内容は、申請人は、個人で建設業を営んでおり、自宅を新築する土地の南側に駐車場及び資材置場の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 特にありません

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の7、駐車場、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の8について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の8 意見書は11P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内の農地です。

1の転用目的は駐車場、資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字岩坂地内で、岩坂区公民館から南西へ約280mの農地です。

申請の内容は、申請人は、甘藷の生産・販売を行う農業法人で、事業拡大のため、駐車場及び資材置場の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の8、駐車場及び資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の9について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の9 意見書は12P、申請地見取図は25P～26Pをお願いいたします。
申請地は大字錦野地内の農地です。
1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。
農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、錦野地区ですので荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字錦野地内で、錦野研修センターから北東へ約250mの農地です。
申請の内容は、申請者は現在、父親家族と住んでいますが家族で生活するには手狭となっていたところ、父の土地を借りられることとなったため、今回の申請となりました。

隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
錦野地区担当は阪田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の9、個人住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の10について事務局の説明を求めます。

5条の10 意見書は13P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。

5条の10は、11月開催の第5回定例総会で許可相当で県に進達した案件です。

県に進達後、東隣の既存資材置場が借り手の所有地ですが、資材置場の整備が出来てなかったために、一旦申請を取り下げ、東隣の資材置場の整備を完了し、今回再申請したものです。申請内容は前回と全く同じで変更はありません。

今回は、現地調査も省略していますし、第5回定例総会の意見書のとおり許可相当で進達をしたいと考えています。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 それでは審議に入ります。

第5回定例総会では許可相当の意見です。
他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の10、貸資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号についてご説明いたします。
議案書は4～8Pとなります。
議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は21件です。1番から10番、14番から18番が再設定で、11番から13番、19番から21番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は105,735㎡(約10町5反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

委員意見 利用権の設定期間 20 年というものが 1 件あります。その他は 3 年、5 年、10 年となっていますが、特段問題はないのですか。

事務局 双方の合意に基づくものであれば 20 年の利用権設定も可能となります。一般的には委員が発言された 3 年から 10 年が多くなっています。

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 7、議案第 4 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 4 号についてご説明いたします。

議案書は 9 P となります。

議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置付けは議案第 3 号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年 11 月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという 2 つの権利設定を 1 つの集積計画に記載し、3 者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は 2, 864 m²です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第８、議案第５号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第５号についてご説明いたします。
議案書は１０Ｐとなります。
議案第５号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。
法的な位置づけは議案第３号と同様です。
大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。
今月の所有権移転申出書・計画書の件数は１件です。
譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。
申出書面積の合計は、１，４３０㎡、対価の合計は１，０２５，０００円です。
番号１は、７月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ１０ａあたりの売り渡し単価は７１６，７３８円です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程9、議案第6号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号についてご説明いたします。

議案書の11Pとなります。申請地見取図は29Pをお願いいたします。

議案第6号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回1件の非農地証明願が申請されております。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、昭和58年に贈与、平成25年に相続で現所有者へ所有権が移転されていることを登記簿で確認しています。

申請地は国道５７号線から北へ約７０ｍの農地で、周囲は山林と宅地に囲まれ、国道５７号線で分断されることから農地の広がりはなく、利用困難な農地状況であることを事前の現地調査で確認しています。

また、今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の３つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

吹田担当は東農業委員と太田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

太田黒委員 後背地には吹田団地があり、周辺も山林のため非農地は妥当な判断だと思います。

会長 それでは審議に入ります。

非農地申請について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第６号、非農地証明願につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第１０、その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 ・２月の現地調査及び小委員会予定について
(案はＲ６．２／５(月) 午前９時００分～)
・２月の定例総会予定について
(案はＲ６．２／１３(火) 午前９時３０分～)
上記案に決定
その他、事務局から数点の連絡事項あり。

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和6年1月の第7回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年1月12日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議

長

津田 美

議事録署名委員

府内 公生

議事録署名委員

西村 千春